

# 「日本MA-T工業会認証・登録マーク」(認証マーク) 使用規程

一般社団法人日本MA-T工業会

## 1. 目的

この規程は、一般社団法人日本MA-T工業会（以下、「日本MA-T工業会」という。）が実施する「日本MA-T工業会認証制度」（以下、「MA-T JAPAN認証制度」と略称し、適宜、「本制度」という。）の日本MA-T工業会認証 制度要綱（以下、「制度要綱」という。）第10条「10. 登録証及び認証マークの使用について」の規程に基づき、日本MA-T工業会認証・登録（以下、「MA-T認証・登録」という。）によりMA-T認証・登録証の交付を受けた申請者（以下、「登録者」という。）が、MA-T認証・登録を受けた商品（以下、「登録品」という。）に関して、「日本MA-T工業会認証・登録マーク」（以下、「認証マーク」という。）の使用をするにあたり必要な事項を定めます。

## 2. 認証マークの使用

登録者は、本規程に基づき、その登録品について認証マークを使用することができます。

認証マークの使用にあたっては、登録品自体又はその包装における使用ができます。また、MA-T認証・登録の範囲内で当該登録品の広告における使用ができます。

ただし、登録者は、認証マークの使用に際して故意又は過失により推進協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を推進協議会に賠償しなければなりません。

また、登録者は、認証マークを自らの責任において使用するものとし、その使用により第三者との間で生じた紛争については、日本MA-T工業会は一切の責任を負いません。

## 3. 認証マークの使用期間

登録者の認証マーク使用期間は、MA-T認証・登録証に記載された日本MA-T工業会認証の登録（以下、「MA-T登録」という。）の日から始まるMA-T認証の有効期間とします。その後、MA-T認証・登録の更新を行わなければ、認証マークを継続して使用することはできません。

## 4. 認証マークの使用料

認証マークの使用料（以下、「認証マーク使用料」という。）は、認証マークを使用する登録者が、「日本MA-T工業会認証・登録マーク（認証マーク）使用料規程」に従い、登録品に対するMA-T認証・登録の有効期間に対応する認証マークの使用料を一括してお支

払い下さい。

認証マーク使用料のお支払いがない場合には、第2条の規程に関わらず、登録者は認証マークを使用することができません。

尚、登録者が認証マークの使用を中止した場合、既納の認証マーク使用料は返却しません。

## 5. 条件

認証マークの使用にあたっては、以下の条件を順守してください。

### 5-1. 改変、又は第三者への譲渡若しくは使用許諾の禁止

登録者は認証マークを使用するに当たりそれを改変すること、及び認証マークを第三者に譲渡し若しくは使用許諾することは出来ません。認証マークを改変し、又は第三者に譲渡し若しくは使用許諾したことが判明した場合、制度要綱第9条「9. MA-T認証・登録の取消し」の規程及び日本MA-T工業会認証・登録 制度要綱 補則 その1の関連規程にしたがい、当該認証マークの使用の基礎となるMA-T認証を取り消します。

### 5-2. 認証マーク使用について

認証マークを使用しようとする登録者は、認証マークの使用の方法等の詳細について、日本MA-T工業会認証事務局に確認することとします。

### 5-3. 信用の毀損防止

登録者は、登録品自体又はその包装等において認証マークの使用を行う場合、及び、登録品に係る広告等において認証マークの使用を行う場合等の、認証マークの使用をする場合、認証マークに化体する信用の毀損防止に努めなければなりません。

## 6. 認証マークの使用状況等の調査

日本MA-T工業会は、認証マークを使用する登録者に対して使用状況等の調査を行うことがあります。

附 則 この規程は、2020年8月1日から施行します。